

八千代市マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定等にあたり、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法及び省令に定めるところによる。

(管理計画の認定基準に係る適合確認)

第3条 省令第1条の2第1項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証とする。

(管理計画の認定申請)

第4条 管理組合の管理者等が、法第5条の3第1項の規定により申請する場合は、管理計画認定手続支援サービスにより市長に対して行うものとする。

2 前項の認定申請書には、省令第1条の2第1項に掲げる書類及び前条の事前確認適合証を添付しなければならない。

3 前条及び前2項の規定は、法第5条の6第1項の規定による認定の更新の申請について準用する。

(認定しない旨の通知)

第5条 市長は、管理計画が法第5条の4に掲げる認定基準に適合しないと認める場合は、マンション管理計画を認定しない旨の通知書（第1号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定は、法第5条の6第1項の規定による認定の更新の申請及び法第5条の7に規定する認定を受けた管理計画の変更の申請について準用する。

(報告の徴収)

第6条 市長は、法第5条の8の規定により認定管理者等に対し、管理計画認定マンションの管理の状況について報告（次項において「報告」という。）を求める場合は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定に基づく管理状況報告依頼書（第2号様式）により行うものとする。

2 認定管理者等が、報告をする場合は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定に基づく管理状況報告書（第3号様式）により行うものとする。

(改善命令)

第7条 市長は、法第5条の9の規定により認定管理者等に対し、改善命令（次項において「改善命令」という。）をする場合は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定に基づく改善命令書（第4号様式）により行うものとする。

2 認定管理者等が、改善命令に対して報告をする場合は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定に伴う改善報告書（第5号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 管理計画の認定の申請をした者が、市長の認定を受ける前にその申請を取り下げようとする場合は、マンション管理計画の認定申請取下げ届（第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定は、法第5条の6第1項の規定による認定の更新の申請及び法第5条の7に規定する認定を受けた管理計画の変更の申請について準用する。

(管理の取りやめ)

第9条 法第5条の10第1項第2号に規定する取りやめる旨の申出は、取りやめ申出書（第7号様式）により、法第5条の5の認定に係る通知書を添えて、市長に申出るものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、法第5条の10第1項の規定により認定の取り消しを行う場合は、同条第2項の規定により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第2項の規定による取消通知書（第8号様式）により、認定管理者等であった者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。